



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.9月 No.233
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

労働保険事務組合きずなの皆様へ

この度の台風10号により被害を受けられた事業所様、従業員の皆様謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧を職員一同心よりお祈り申し上げます。～橋口事務所～

- 労働保険料第2期分の納付期限は**10月31日**です。第2期分の納入通知書をお送りしておりますので、ご確認の上振込をお願い致します。
- ※ 集金をご希望の事業所様は、お早めにご連絡をよろしくお願い致します。

社会保険加入の事業所様へ

- 社会保険の算定基礎届の決定通知書が順次届いています。社会保険料の算定で等級が変更になる方もいます。保険料のお知らせを随時発送しておりますので、届きましたらご確認を宜しくお願い致します。9月分の保険料より変更になりますので、10月に支給される給与より変更をお願い致します。
- * 給与の昇給・降給がありましたらご連絡をお願い致します。月額変更届出提出の対象に該当する場合があります。

10/5～最低賃金が改正されます。



- 10月5日から宮崎県の最低賃金が改正になり、55円引き上げて**1時間当たり952円**(宮崎県)となります。支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合 → $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合 → $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (3) 月給制の場合 → $\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

固定残業代(みなし残業代)が支払われている場合。

固定残業代自体が最低賃金を下回っても違法になるため、固定残業代が最低賃金以上かを 確認する必要があります。

$$\text{固定残業代} \div (\text{固定残業時間} \times 1.25) \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当